

令和5年度第1回利益相反マネジメント委員会
議事録

1 開催日時

令和5年9月26日（火）午後4時30分から午後5時00分まで

2 開催場所

青海フロンティアビル14階

3 出席者

(1) 委員

板倉委員長、小澤委員、小田委員、佐藤委員（外部委員）

(2) 事務局

デフリンピック準備運営本部総務部総務グループ

4 要旨

(1) 開会

(2) 議事

利益相反の適切な管理のための手続きについて

<説明・確認>

案件の概要について説明

ポリシーに定める各種項目について審議し、以下のとおりとすることを確認した。

○利益相反取引の該当となる取引相手

- ・近親者とは、本人又は二親等内の者が経営若しくは役員となっている企業・団体とする。
- ・役職員等が個人的に利害関係を有する取引先は、本人が単独又は親族と共同で株式又は持分の50%以上を保有する企業とする。
- ・会社のみならず、個人事業主や任意団体も含むこととする。
- ・職員が過去5年のうちに所属していた企業・団体についても管理対象とする。

○入札及び随意契約による契約

- ・当本部の規定で定められた入札及び随意契約手続きであれば、競争性が確保されるとともに、財務契約検討会において価格の妥当性等が審議されるため、「6利益相反の例外的承認における判断基準」の要件を充足すると整理する。また、当該手続きにより競争性が確保されるため、手続に関与しない他グループの職員と利害関係のある者については、利益相反取引としては扱わない。

- ・随意契約においては、利益相反に該当する取引相手が含まれると判明した場合、規定で定められた見積り取得者数からその事業者を除いた数の見積もりを取得することなどにより、競争性を確保する。
- ・入札及び随意契約により利益相反取引の該当となる取引相手と契約を締結した場合、適宜本委員会に報告する。

○特命随意契約及び協定の締結

- ・やむを得ず特命随意契約若しくは協定の締結により利益相反取引に該当する恐れのある取引を行う場合は、本委員会に付議し、取引の適正性について審査する。
- ・役職員等が契約手続きに直接携わらない場合であっても、利益相反取引の恐れがある相手との特命随意契約若しくは協定を締結する予定の案件については、委員会に付議することとする。

○小口現金による処理

- ・相手が誰であっても同じ条件で行われるような定型の取引については、利益相反には当たらないと整理する。
- ・サービス提供のように相手方によって金額が変わるようなものは、利益相反取引に該当するケースも考えられるため、契約所管部署と連携して管理する。

○自己申告

- ・ポリシーに則り、自己申告書及びチェックシートを役職員から徴取する。

○職員への周知

- ・利益相反管理にかかる解釈等について役職員に研修を行い、理解促進を図る。

<質疑・意見等>

小澤委員：利益相反管理について職員に理解してもらうため、制度に関する丁寧な周知・研修が重要。役職員に適宜研修を行い、利益相反にかかる意識を浸透させるべき。

佐藤委員：準備運営本部の利益を犠牲にし、自身や近親者の利益を得るような行動をしてはいけないということが原則。事前に利益相反の恐れがある内容を抽出し、未然に利益相反取引を防げるよう管理する必要がある。

板倉委員長：自己申告書の様式に業種欄を追加するなど、適切な管理ができるよう改めて検討してほしい。

(3) 閉会